

高祖系列侯と「復家」措置

邊見 統

一 問題の所在

漢代二十等爵制の最高の爵位は第二十等列侯である。筆者はこれまで漢初に封建された列侯について検討を行ってきた。^(一) そのなかで「高祖系列侯位次」の制定と改定を扱った。^(二) 高祖系列侯位次の制定および改定についての筆者の考察の結果は以下のようにまとめられる。

① 高祖系列侯位次は、高后二年（前一八六）に制定された功績の多寡に基づく列侯の序列であり、朝位として用いられた。位次を制定した呂后の意図は、「十八侯之位次」を制定した高祖の権威を継承し、高祖功臣の尊重を示すことで、高祖功臣の支持を獲得することにあった。

② 呂氏政権が打倒された後、高祖系列侯位次は史料上に明確な記載は存在しないが、文帝二年（前一七八）から文帝三年（前一七七）一十月にかけての時期に改定された。『史記』・『漢書』の列侯表に記載された高祖系列

侯位次は、文帝によって改定されたものである。そして位次を改定した文帝の意図は、高祖の権威を継承して高祖功臣の支持を獲得すること、そして位次から呂氏集団の構成員を除外することで文帝擁立を正当化することにあった。

右から分かるように、高祖系列侯位次の制定と改定には高祖の権威の継承と高祖功臣の尊重を示す意図がある。つまり高祖系列侯位次は高祖とのつながりを強く意識したものであると言える。実際に、『漢書』卷三高后紀高后二年春条には高祖系列侯位次制定の経緯を以下のように記す。

二年春、詔して曰はく、「高皇帝天下を匡飭し、諸々の功有る者皆分地を受けて列侯と爲り、萬民大安にして、休德を受けざるは莫し。朕久遠に至りて功名著れず、以て大誼を尊び、後世に施すを亡るるを思念す。今列侯の功を差次して以て朝位を定め、高廟に臧めて、世世絶ゆること勿からしめ、嗣子をして各々其の功位を襲はしめんと欲す。其れ列侯と議定して之を奏めよ。」と。丞相臣平言へらく、「謹みて絳侯臣勃・曲周侯臣商・潁陰侯臣嬰・安國侯臣陵等と議るに、列侯幸ひに餐錢奉邑を賜はるを得、陛下は恵みを加へ、功次を以て朝位を定めんとす、臣高廟に臧めんことを請ふ。」と。奏可。^(三)

ここで高祖期の功績が強調され、さらに位次を高廟に納めると述べられていることは、高祖系列侯位次が高祖とのつながりを強く意識したものであることを示している。ゆえに筆者は、この高后二年に制定され、文帝期に改定された列侯の位次を「高祖系列侯位次」と称し、この位次の対象とされた列侯とその爵位継承者を「高祖系列侯」と称したのである。

それでは高祖系列侯位次は文帝期の改定後、どのように用いられたのであろうか。榑身智志氏は、列侯の位次は毎年八月の酎祭において、「封爵之誓」とともにその内容が確認され、高祖功臣列侯の地位を保障する役割を果たした

と指摘する^(四)。しかし景帝元年（前一五六）の宗廟制度改革を契機として、景帝期・武帝期に高祖功臣列侯の既得権が否定され、高祖功臣列侯は武帝末年までにすべて断絶したと述べる。また、李開元氏をはじめとする先行研究も文帝以降、皇帝による中央集権化の進展にともない、高祖功臣は勢力を減じ、武帝期には政治の枢要から排除されたと解する^(五)。筆者も景帝期の政治状況や將軍職の任用を分析し、高祖系列侯が軍事的役割の喪失により、その政治上の意義を減じ、勢力を失ったことを指摘した^(六)。

一方、『漢書』巻八宣帝紀や巻一六高惠高后文功臣表には、元康年間（前六五〜前六一）に高祖功臣の子孫に対して賦役の免除や祭祀の継承を認めたことが見える（本稿ではこの措置を「復家」措置と称する^(七)）。そして筆者が検討した結果、「復家」措置の対象者の選定に高祖系列侯位次が用いられたことが明らかとなった。しかし先述のように、高祖功臣は景帝期・武帝期には勢力を失い、高祖系列侯も武帝末年にはすべて断絶した。それではなぜ、宣帝期に至って高祖功臣の子孫の賦役が免除され、その際に高祖系列侯位次が用いられたのであろうか。本稿ではこの問題を解決するために、まず「復家」措置の対象者が高祖系列侯位次を用いて選定されたことを明らかにし、その後に「復家」措置の政治的背景について検討する。

二 高祖系列侯と「復家」措置

本章では、「復家」措置の内容・対象者、そしてこの措置が採られた時期を検討する。まず、「復家」措置に関連する史料を挙げる。

【史料一】『漢書』巻八宣帝紀元康元年条

高祖系列侯と「復家」措置（邊見）

高皇帝の功臣絳侯周勃等百三十六人の家の子孫を復し、祭祀を奉じ、世世絶ゆること勿らしむ。其の嗣母ければ、其の次を復せ。^(一)

【史料二】『漢書』宣帝紀元康四年八月条

又た功臣の適後に黄金を賜ひ、人ごとに二十斤。^(二)

【史料三】『漢書』卷一六高惠高后文功臣表序

故に孝宣皇帝愍れみて之を録し、乃ち廟臧を開き、舊籍を覽、詔して有司をして其の子孫を求めしめ、咸庸保(一〇)の中より出し、並びに復除を受けしめ、或いは加ふるに金帛を以てし、用て中興の徳を章らかにす。

【史料四】『漢書』高惠高后文功臣表平陽侯曹參条

元康四年、參の玄孫の孫杜陵の公乘喜詔もて家を復せらる。^(一一)

(一)「復家」措置の内容

右に挙げた史料をもとに「復家」措置の内容を確認したい。

まず【史料一】は、宣帝が元康元年（前六五）に高祖功臣の子孫一三六名を「復」す、すなわち賦役を免除し、さらに祭祀を継承させたことを述べる。そして「世世絶ゆること勿らしめよ」とあるように、【史料一】の高祖功臣の子孫に対する賦役の免除は、その子孫へ継承されるものであった。

【史料二】は、元康四年（前六二）八月に功臣の後継者に対して黄金一〇斤を賜与したと述べる。

【史料三】は、宣帝が高祖功臣の子孫の窮状を哀れみ、「舊籍」に基づいて功臣の子孫を探させ、賦役を免除し、金帛を賜与したことを述べる。この措置が行われた具体的な時期は示されていないが、高祖功臣の子孫の賦役を免除し

た点は【史料一】の政策を指し、また金帛を賜与した点は、金帛と黄金の違いはあるが【史料二】の政策を指していると考えられる。

【史料四】は、元康四年に平陽侯曹參の六世の孫曹喜が詔によって賦役を免除されたことを述べている。ここでは平陽侯曹參を引用したが、『漢書』列侯表では合計一二五名の条に同様の記事が見られ、いずれも元康四年にこの措置が採られたとする。

また、【史料四】では「家を復^(一)したと述べられているが、この点について孟康は「諸の家を復すとは皆世世與る所無く、同産の子に傳ふるを得しむるなり。」と注している。これによれば、曹喜らに与えられた賦役の免除は彼らの子孫へと継承されるものであった。つまり【史料四】の措置は、【史料一】の政策と内容を同じくする。よって、功臣の子孫に対して代々の賦役の免除が認められた時期について、【史料一】は元康元年とし、【史料四】は元康四年としており異なるが、【史料一】・【史料四】と【史料三】の賦役免除に関する部分は同一の政策を述べていると考えられる。まとめれば、宣帝は元康元年もしくは元康四年に高祖功臣の子孫に対して、代々の賦役を免除し、祭祀の継承を認める措置、すなわち「復家」措置を採ったのである。

(二)「復家」措置の対象者

前節に見た「復家」措置は、どのように対象者を選定したのであろうか。本節ではこの点を検討する。なお、この検討においては、「復家」措置の行われた時期をひとまず元康年間と述べることにする。

【史料一】は「復家」措置の対象者を一三六名とし、『漢書』列侯表に【史料四】と同様の記事のある列侯は一二五名であり、対象者の数が一致しない。さらに、『漢書』列侯表で対象者とされている一二五名の始祖には「高祖功臣」

と称することのできない人物が含まれる。以下、『漢書』列侯表に挙げられた一二五名を具体的に見てみよう。

まず一二五名のうち、一二四名は高祖系列侯、すなわち高祖系列侯位次の対象者の子孫である。この一二四名は表1に示した。残る一名は、長平侯衛青の孫である。^(一三)衛青は元朔二年（前一二七）に封建された列侯であり、高祖功臣ではない。衛青の孫が賦役を免除されたのは、衛青が宣帝の祖父戾太子劉捫の母衛皇后の弟であることと関係すると考えられる。よって、衛青の孫に対する賦役免除は、【史料一】や【史料三】に見える高祖功臣の子孫に対する賦役免除とは性格を異にする。

一方、その他一二四名の対象者の始祖にも、高祖功臣と見なせない人物が含まれる。たとえば、徳侯劉広は高祖の兄劉仲の子であり、その封建は功績ではなく、高祖の近親であることに基^(一四)づく。そのほか、漢初の呉氏長沙国に關係する人物二名（便侯呉淺・軼侯利蒼）も含まれている。^(一五)なぜ、【史料一】や【史料三】では「復家」措置が高祖功臣の子孫を対象とすることが明言されているにもかかわらず、いわゆる「高祖功臣」とは言えない劉広や利蒼・呉淺の子孫が「復家」措置の対象とされたのだろうか。

先述のように高祖系列侯位次は、高祖期の功績を強調し、さらに高祖とのつながりを強く意識して制定された。よって、高祖期から長い時間が経過した宣帝期には、高祖系列侯位次の対象者である高祖系列侯が高祖功臣の代表格として認識されていた可能性がある。そのため、いわゆる高祖功臣ではない列侯も、高祖系列侯であったために高祖功臣と見なされ、その子孫も「復家」措置の対象とされたと考えられる。

この推測を補強するのが【史料三】である。【史料三】では、高祖功臣の子孫に賦役の免除や金帛の賜与を行う際、「舊籍」を見て対象者を求めたと述べられている。この「舊籍」は何を指すのであろうか。

まず【史料三】は、列侯表である『漢書』高惠高后文功臣表の序文であり、高祖功臣列侯の子孫の凋落を述べる文

脈中に置かれている。また、『漢書』列侯表で確認できる「復家」措置対象者のうち一二四名は高祖系列侯であり、これは【史料一】で述べられている「復家」措置対象者一三六名の九割を超える。これらの点から、この「舊籍」は高祖系列侯位次を指すと考えられる。

本稿冒頭で述べたように、高祖系列侯位次は高廟に納められ、副本は有司によって管理された。一方、高祖系列侯の子孫で元康年間に列侯であったのは、地節四年（前六六）に紹封を許された酈蕭何の玄孫蕭建世のみである。^(一六)つまり宣帝期には、高祖系列侯位次が用いられることはなかったと考えられる。ゆえに【史料三】では高祖系列侯位次を「舊籍」と称したのである。

以上のように、「復家」措置の対象者は高祖系列侯位次に基づいて決定されたと考えられる。しかし、【史料一】に述べられた「復家」措置の対象者は一三六名、『漢書』列侯表に挙げられた対象者は衛青の子孫を除いて一二四名であるのに対し、高祖系列侯位次の対象者は一三八名である。この点はどのように解するべきであろうか。

ここで「復家」措置が行われた元康年間における高祖系列侯の子孫の状況を見ると、以下ようになる。

・諸侯王……………一名

城陽王劉順（朱虚侯劉章の六世の孫）

・列侯……………一名

酈侯蕭建世（酈侯蕭何の玄孫）

・その他・不明……………一三六名^(一七)

【史料一】では、賦役の免除のほか、高祖功臣の子孫に「祭祀を奉ぜし」めたと述べられている。しかし、諸侯王や列侯に封じられている者はすでに祭祀を奉じているから、この措置は必要ない。^(一八)また【史料三】は、宣帝は高祖

功臣の子孫の窮状を哀れんで彼らに恩恵を加えたとするが、諸侯王や列侯に封じられている者に対しては、賦役の免除を行う必要はなかったであろう。このことから、宣帝は「復家」措置を実施するにあたって高祖系列侯位次を参照したが、その際に鄼侯蕭何と朱虚侯劉章の子孫が対象から除外され、残る一三六名の高祖系列侯の子孫が「復家」措置の対象とされたと考えられる。

以上を踏まえて、【史料一】で「復家」措置の対象者が一三六名とされ、一方で『漢書』列侯表に「復家」措置の対象者として挙げられた高祖系列侯の子孫が一二四名である点を検討する。

【史料二】では「舊籍を覽、詔して有司をして其の子孫を求めしめ、咸庸保の中より出し」と述べられている。この意味するところは、宣帝は有司に高祖系列侯の子孫を探させたが、彼らはすでに零落していたということであり、つまり漢朝は彼らの多くについて、その動向を把握していなかったのである。そしてこの状況は、高祖系列侯位次の第一位鄼侯蕭何の子孫も同様であった。『漢書』蕭何伝には、地節四年に行われた蕭何の玄孫蕭建世の紹封について、

宣帝の時、丞相御史に詔して蕭相國の後の在る者を求問せしめ、玄孫建世等十二人を得、復た詔を下し鄼の戸二千を以て建世を封じて鄼侯と爲す。^(一九)

と見える。蕭何の子孫は漢初にはたびたび紹封を許されていた。^(二〇)しかし右の『漢書』蕭何伝によれば、漢初にそれほど尊重された蕭何の子孫でさえ、漢朝はその動向を把握しておらず、搜索せねばならなかったのである。そうであるならば、その他多くの功臣の子孫の動向も把握できていなかったであろうことは想像に難くない。

右に述べたところを総合すると、宣帝は有司に高祖系列侯一三六名の子孫を探させたが、一三六名すべての子孫を見出すことはできず、実際に「復家」措置を適用できたのは一二四名にすぎなかったと考えることができる。このよ

うに考えれば、【史料一】に述べられた「復家」措置の対象者数（一二四名）と、『漢書』列侯表に挙げられた対象者の数（一二四名）が一致しないことは問題とならない。^(二一)

(三)「復家」措置の時期

次に「復家」措置の行われた時期を検討する。この点については、以下の二通りの解釈を提示できる。

一つは、【史料一】は本来、『漢書』宣帝紀元康四年八月条に配列されるべきものであったとする解釈である。【史料三】では、高祖功臣の子孫に対する賦役の免除のほかに、金帛の賜与が述べられている。これは【史料二】に述べられた元康四年八月の功臣の後継者に対する黄金の賜与と対応すると考えられる。【史料三】で「復家」措置と金帛の賜与が一文で述べられている点を重視すれば、「復家」措置は元康四年八月の金帛の賜与と同時に行われたことになる。そして『漢書』列侯表に挙げられた「復家」措置の事例のなかには、少数ではあるが黄金の賜与についても言及されたものが見られる。^(二二) また、『漢書』列侯表に挙げられた事例はすべて「復家」措置の時期を元康四年としている。こうしたことから、「復家」措置が元康四年八月に行われた可能性は高いと言えよう。

もう一つの解釈は、【史料四】をはじめとする『漢書』列侯表の「復家」措置に関する記事が、「元康元年」とすべきところを「元康四年」と誤ったとするものである。

ただ、「復家」措置の行われた時期が、元康元年と元康四年のいずれであっても、以下に行う考察において大きな問題は生じない。よって、いずれかに断定することはせず、「復家」措置は元康年間に行われたと幅を持たせて解することとする。

本章の検討を踏まえて「復家」措置を、元康年間に行われた高祖系列侯の子孫に対して代々の賦役を免除し、また

祭祀の継承を認める措置と位置づける。

三 「復家」措置の政治的意義

本章では元康年間に高祖系列侯の子孫を対象として行われた「復家」措置の政治的な意義を検討したい。その後、元帝期以降の高祖系列侯に対する政策に言及する。

(一) 「復家」措置の政治的背景

「復家」措置が行われた宣帝期は、地節二年（前六八）五月を区切りとして、大きく二つの時期に分けることができる。前期（地節二年五月以前）は霍氏集団が政権を掌握し、後期（地節二年五月以降）は宣帝が自ら政治を行った。そして「復家」措置の行われた元康年間は宣帝期の後期に属する。

元康年間は宣帝が親政を開始した地節二年から間もない時期であり、地節二年から元康年間にかけて、宣帝の権威を確立するための政策が連続して実施された。当該期の政策のうち、宣帝の権威確立を意図していると考えられるものを表2に挙げた。

表2に挙げた政策のうち、たとえば①は帝位を子へと継承させることを明示するものであり、自らの帝位の正統性を直接的に主張するものである。また⑤・⑦・⑧も自らが帝位にあることを知らしめるものである。^(二三)

それではなぜ、宣帝は地節二年から元康年間にかけて、自らの権威を確立するための政策を繰り返し実施したのか。その原因は、地節二年三月の霍光の死と同年五月の親政開始にあり、より根本的な原因は宣帝の出自にある。

まず前者について言えば、霍光は武帝に後事を託されて以降、地節二年三月に没するまで昭帝や宣帝を輔佐し政權を掌握しており、宣帝を擁立したのも霍光である。そして地節二年三月以前には、宣帝の地位は霍光の後ろ盾によって維持されていた。なぜなら、宣帝はその出自のために、正統性に大きな瑕疵を抱えていたのである。

宣帝の祖父は武帝の子の戾太子劉拠である。劉拠は皇太子であったが、武帝末年の巫蠱の獄に際して挙兵し、その一族は幼少の宣帝を除いて滅ぼされた。即位前の宣帝の生活については、『漢書』宣帝紀に見える。それによれば宣帝は獄に繋がれたが、大赦を受け、その後、宗室の一員に加えられ、祖母史良娣の家を頼って生活した。つまり、宣帝は武帝の曾孫として即位したが、その出自は必ずしも明確ではなく、周囲の疑念は免れなかったであろう。

しかも宣帝は昭帝の死後、紆余曲折を経て即位した。武帝を継いだ昭帝は元平元年（前七四）に後嗣なくして没し、霍光らによって、まず昌邑王劉賀が擁立された。しかし霍光らは、素行の悪さを理由に劉賀を廃し、宣帝を擁立したのである。^(二四)

さらに武帝の死後から帝位をめぐる争いが続いていた。武帝の死後、昭帝が即位したが、武帝の子燕王劉旦はこれに不満を抱き、二度にわたって謀反を計画している。劉旦の謀反は、漢朝中央の霍光と上官桀・桑弘羊らの争いと結びついて、当時の政治に大きな影響をもたらした。劉旦が昭帝の帝位に挑戦したのは、昭帝が皇太子に立てられたのが武帝の死の直前であり、やはり出自がはっきりとしないためであった。^(二五)

また、同じく武帝の子である広陵王劉胥も帝位を欲していた。『漢書』卷六三武五子伝には、劉胥が昭帝期に帝位を望んで巫に祈禱させたことが述べられている。そして昭帝期には劉旦や劉胥に益封などの恩恵が賜与されており、昭帝や霍光が彼らへの対応に苦慮していたことが窺える。^(二七)

このような昭帝即位以来続く帝位の正統性をめぐる混乱の中で宣帝が即位した。そして先述のように宣帝の出自も

判然とせず、さらに武帝や昭帝との血縁関係も、戻太子劉拋の孫の宣帝よりも武帝の子の広陵王劉胥の方が近い。このような状況下では、宣帝の帝位の正統性に対して大きな疑念が集まったとしても、何ら不思議ではない。

そして広陵王劉胥は『漢書』武五子伝によれば、宣帝期にも宣帝の即位に反発し、また帝位を欲して巫に祈禱や呪詛をさせ、さらに楚王劉延寿の謀反の計画にも関与した。^(二八)劉延寿の謀反が発覚したのは地節元年（前六九）一月である。宣帝の即位から五年が経過し、霍光の政権はまだ安泰であったにもかかわらず、謀反が計画されていたのである。^(二九)そして謀反の発覚後、劉延寿は誅されるが、劉胥は不問とされ、かえって黄金や器物を賜っており、霍光や宣帝が宗室劉氏への対応に苦慮していたことが窺える。このように宣帝は霍光存命中にもその帝位に対して広陵王劉胥の挑戦を受けていたのである。

このような状況を受けて、霍光存命中から劉旦や劉胥の一族に対する恩恵の賜与がたびたび行われていた。

・本始元年（前七三）七月

燕王劉旦の子劉建を広陽王に、広陵王劉胥の少子劉弘を高密王に封建する。

劉旦の子劉賢を安定侯に、劉胥の子劉聖・劉曾・劉昌をそれぞれ朝陽侯・平曲侯・南利侯に封建する。

・本始四年（前七〇）五月

燕王劉旦の子劉慶を新昌侯に封建する。

右のうち、高密王劉弘や朝陽侯劉聖・平曲侯劉曾・南利侯劉昌の封建は、劉胥の宣帝即位に対する不満を抑えるために行われた。特に劉弘の高密王封建は、父劉胥の存命中に行われたものであって紹封とも異なり、極めて手厚い処遇であると言える。^(三〇)また広陽王劉建の封建は、すでに父劉旦が謀反に失敗して自殺し、燕国が除かれていたから、皇帝の恩恵による紹封である。安定侯劉賢・新昌侯劉慶の封建とあわせて、燕王劉旦の一族の不満を除くために行われた

と考えられる。つまり宣帝の正統性は、霍光存命中にもこのような措置を採らねばならぬ程に不十分なものであった。ただし霍光の存命中には、宣帝は霍光を信任し政権を委ねることで、自らの帝位を維持することができた。霍光はすでに昭帝期に上官桀・桑弘羊・燕王劉旦といった政敵を排除しており、擁立した皇帝を廢位できるほどの権力を手中に収めていたのである。

しかし地節二年三月に霍光が没した後、宣帝は霍氏一族から権力を回収し親政を開始した。この霍光の死と親政の開始によって、宣帝は自らの正統性を示し、その權威を確立する必要に迫られたと考えられる。その結果、採られたのが表2に挙げた諸政策である。

表2の政策のうち、特に①の立太子は自らの帝位が我が子に繼承されることを示すものであり、それによって自らの帝位への挑戦を却けようと図ったと言える。実際に長年、帝位を欲していた広陵王劉胥は皇太子が立てられたのを知って、帝位を諦めている。^(三三)

その一方で立太子に際しては、広く恩恵を与えて支持の獲得も図っている。『漢書』宣帝紀地節三年条には、

夏四月戊申、皇太子を立て、天下に大赦す。御史大夫に爵關内侯を賜ひ、中二千石は爵右庶長、天下の當に父の後と爲るべき者は爵一級。廣陵王に黄金千斤を賜ひ、諸侯王十五人は黄金各々百斤、列侯の國に在る者八十七人は黄金各々二十斤なり。^(三四)

と見え、広く賜爵が行われたのと同時に、広陵王劉胥をはじめとして、諸侯王や列侯に黄金が賜与されたことが分かる。諸侯王はすべて宗室劉氏である。また「列侯の國に在る者八十七人」とあり、就國中の列侯も黄金の賜与を受けた。この時期には、諸侯王の子弟が封建された王子侯が列侯の大部分を占めていた。^(三四) よって、この黄金の賜与の主たる対象は諸侯王や王子侯という地位の高い宗室であった。

つまり、宣帝は立太子によって帝位が子へ継承されることを示して自らの正統性を主張し、広陵王劉胥の帝位への希望を絶った。一方で宣帝の出自や正統性に疑念を持つ者の反発を考慮し、宗室劉氏に広く黄金を賜与することで、彼らの不満の緩和や支持の獲得を図ったと考えられる。そしてこの後も、皇帝陵の建造や皇考廟の設置などを行い、權威の確立に努めたのである。

それではこのように宣帝の權威確立のための政策が行われる中で、「復家」措置が採られたことにはどのような意味があるのだろうか。次節ではこの点を検討したい。

（二）「復家」措置の政治的意義

上述のように「復家」措置とは、高祖系列侯の子孫の賦役を免除し、また彼らに祭祀の継承を認めるものである。そして高祖系列侯は高祖功臣を代表するものと見なされていたと推測される。この政策が宣帝の親政開始後、權威確立のために種々の政策が繰り返し実施されるなかで行われたのである。それならば、やはり「復家」措置も宣帝の權威確立のために行われたと考えるべきであろう。事実、前掲【史料三】では「用て中興の徳を章らかにす」と述べられている。

それではなぜ「復家」措置の実施が宣帝の權威確立に繋がるのか。ここで注目すべきは、「復家」措置の対象となる高祖功臣を決定するのに高祖系列侯位次が用いられた点である。高祖系列侯位次は高后二年に制定され、文帝即位後に改定された。この位次の制定と改定には、高祖の權威を継承するという目的が含まれていた。つまり呂后や文帝は高祖の權威を継承することで、当時大きな勢力を有していた高祖功臣の支持の獲得を図ったのである。

一方、「復家」措置の行われた宣帝期には高祖功臣はすでに勢力を失っていた。しかし宣帝には「復家」措置を行

い高祖系列侯の子孫と關係を取り結び、そして自らと彼らの關係を高祖と高祖功臣の關係になぞらえることで、高祖の權威を繼承する意図があったと考えられる。そうして自らが漢朝の正統な皇帝であることを示そうとしたのである。ところで地節・元康年間における高祖功臣を用いた政策は「復家」措置だけではない。「復家」措置と同時に行われた可能性もあるが、前章で触れた高祖功臣の後継者への黄金賜与もその一つである。

また、漢初には鄼侯蕭何の子孫に対して、たびたび紹封が認められた。そこには、高祖を長く支え、高祖によって功績第一位とされた蕭何の子孫と關係を取り結ぶこと(三五)で、自らの正統性を主張する意図があったと考えられる(三六)。しかし、元狩三年（前一二〇）に蕭慶が紹封により鄼侯となり、元封四年に蕭慶の子蕭寿成が免侯となって以降、武帝後期と霍光執政期を通じて、蕭何の子孫の紹封は認められていない。これは、武帝が高祖功臣を通じて獲得した高祖の權威によって正統性を主張する手法を放棄したことを示すと考えられる。そして武帝に後事を託されて政權を掌握した霍光も、武帝の方針を踏襲したのである。

それに対して、宣帝は霍光が没した直後から、高祖功臣の子孫を通じた高祖の權威の繼承を図った。『漢書』宣帝紀地節二年条には、霍光が没した際に出された詔が見える。

詔して曰く、「大司馬大將軍博陸侯孝武皇帝に宿衛すること三十餘年、孝昭皇帝を輔くること十有餘年、大難に遭ひ、躬ら義を乗り、三公・諸侯・九卿・大夫を率ゐて萬世の策を定め、以て宗廟を安んず。天下の蒸庶、咸いて康寧なり、功德茂盛なり、朕甚だ之を嘉す。其の後世を復し、其の爵邑を疇し、世世與る所有る母かれ。功は蕭相國の如し。」(三七)

この詔の末尾で、宣帝は「功は蕭相國の如し」と述べ、霍光の功績を蕭何になぞらえている。つまり宣帝は、自らと霍光の關係を、高祖と蕭何の關係になぞらえたと言えよう。そしてこれは、自らを高祖の後継者に位置づけることに

ほかならない。

元狩三年の蕭慶の紹封以後、蕭何の子孫の紹封は行われず、武帝後期や霍光執政期には、右の地節二年詔のような蕭何の功績を述べた表現も史料上には見られない。それに対して宣帝は、政權を掌握していた霍光の死という極めて重大な局面で蕭何の名を挙げ、自らを高祖の後継者に位置づけたのである。さらにその二年後の地節四年二月には、蕭何の玄孫蕭建世の紹封を認めて鄼侯とし、元康年間には「復家」措置を実施している。つまり宣帝は霍光の死後、高祖功臣を通じて高祖の權威を継承し、自らの正統性を主張したのである。

ところで、先に高祖系列侯が高祖功臣を代表する者と見なされ、そのため「復家」措置の対象者選定に高祖系列侯位次が用いられたと述べた。これに加えて、もう一つの可能性を提示したい。それは文帝の政策の模倣である。文帝は宣帝と同様、傍系から即位した。^(三六)文帝が周勃ら大臣によって擁立された点も、霍光らに擁立された宣帝と類似する。そしてこの点は宣帝即位時から認識されていた。『漢書』卷六〇杜周伝附杜延年伝には、

有司に詔して策を定むるの功を論ぜしむ、大將軍大司馬光の功德は太尉絳侯周勃に過ぎ、車騎將軍安世・丞相楊敞の功は丞相陳平に比し、前將軍韓增・御史大夫蔡誼の功は潁陰侯灌嬰に比し、太僕杜延年の功は朱虛侯劉章に比し、後將軍趙充國・大司農田延年・少府史樂成の功は典客劉揭に比す、皆侯に封じ土を益す。^(三七)

と見える。これは宣帝擁立に対する論功行賞を述べたものである。この論功行賞は、『漢書』宣帝紀から本始元年正月に行われたことが分かるが、右の杜延年伝の記事は各人の功績と褒賞を確定する際に述べられたものである。^(四〇)そしてこの記事では、各人の功績が文帝擁立時の大臣たちの功績と対比されている。つまり宣帝即位直後、状況の類似する文帝の事例を挙げて、宣帝の擁立と即位を正当化することが図られたのである。^(四一)

このことを踏まえると、宣帝が文帝の高祖系列侯位次の改定を念頭に高祖系列侯位次を用いて「復家」措置を実施

した可能性も十分に考えられる。文帝は宣帝の五世の祖にあたり、宣帝も文帝系皇統に属する。宣帝が文帝の政策を参照することは何ら不思議ではない。そして文帝の高祖系列侯位次の改定も、高祖の權威の継承のために行われた政策である。つまり宣帝は、文帝の政策を参照して、高祖系列侯位次を用いて高祖系列侯の子孫に恩恵を与えることで、自らを高祖・文帝に始まる漢朝の帝位継承の流れに位置づけたと捉えることができる。

ここまでの考察で明らかになったように「復家」措置は、宣帝が親政開始後、自らの權威を確立するために実施した政策の一つである。そして高祖功臣を通じて高祖の權威を継承することを意図しており、地節年間に霍光の功績を蕭何になぞらえ、蕭何の子孫の紹封を認めたことと目的を同じくする。つまり昭帝の即位以来、宗室内の帝位をめぐる争いが続く状況下で、宣帝は建国の功臣の權威に頼ることで、高祖の權威の継承を図り、自らの正統性を主張したのである。

また、「復家」措置の対象者決定にあたり、高祖系列侯位次を用いたのは、宣帝の五世の祖にあたり、即位状況の類似する文帝による高祖系列侯位次の改定を参照したためであると考えられる。

(三) 元帝期以降の高祖系列侯

本節では、宣帝期に続く元帝期以降に行われた高祖系列侯の子孫に対する紹封と高祖系列侯位次の関係を検討したい。

まず地節四年に紹封した鄼侯蕭何の子孫は、成帝永始元年（前一六）に至って蕭建世の孫蕭獲が罪により免侯となった。しかし同年、蕭何の五世の孫蕭喜が紹封を許され、その後は前漢末まで存続した。

また、他の高祖系列侯にも子孫の紹封が認められた事例が六件存在する。

高祖系列侯と「復家」措置（邊見）

四四

建平元年（前六）

宮陵侯劉焜生（宮陵侯劉沢「88」の六世の孫^{（四三）}）

元寿二年（前一）

平陽侯曹本始（平陽侯曹參「2」の七世の孫）

德侯劉勲（德侯劉広「127」の六世の孫）

元始二年（後二）

宣平侯張慶忌（宣平侯張敖「3」の玄孫）

絳侯周共（絳侯周勃「4」の玄孫）

舞陽侯樊章（舞陽侯樊噲「5」の五世の孫）

このうち、劉沢と劉広は高祖系列侯位次における序列は低いが、宗室の出身である。彼らの子孫の紹封は、高祖系列侯位次の対象者であることのほか、漢初の宗室出身の列侯であるという点が重視されたと考えられる。

一方、曹參・張敖・周勃・樊噲の四名は高祖系列侯位次の第二位から第五位の列侯である。彼らおよび蕭何の子孫の紹封の時期に着目すると、位次の順に従って紹封が認められていることが分かる。つまり、彼らの紹封を認めるにあたって、高祖系列侯位次が用いられたのである。^{（四四）}

右の点から、宣帝期以降も、高祖系列侯位次を用いた高祖系列侯の子孫に対する恩恵の賜与が行われており、高祖系列侯を通じて高祖の權威を継承することが企図されていたと考えられる。そして高祖系列侯位次が用いられている点から、哀帝期・平帝期の高祖系列侯の子孫の紹封には、宣帝地節・元康年間の高祖系列侯の子孫に対する一連の政策の影響を見出すことができる。

四 おわりに

本稿では、宣帝元康年間に実施された「復家」措置を中心に、漢初に制定・改定された高祖系列侯位次が前漢後期にいか用にいられたかを明らかにした。要点は以下のとおりである。

①宣帝は親政を開始した後、自らの権威を確立するために種々の政策を行ったが、「復家」措置もその一つに数えることができる。

②「復家」措置は、高祖功臣の子孫に対して、代々の賦役を免除し、祭祀継承を認めるものである。対象者の選定にあたっては高祖系列侯位次が用いられた。「復家」措置の目的は、高祖系列侯の子孫と関係を取り結ぶことで、宣帝が高祖の後継者であることを明示し、高祖の権威を継承することであった。

③高祖系列侯位次には、高祖功臣と見なせない人物も含まれている。しかし、「復家」措置の対象者が高祖系列侯位次によって決定されていることから、宣帝期には位次の対象者である高祖系列侯が高祖功臣を代表する者と見なされていたと考えられる。

④元帝期以降の高祖系列侯の紹封事例においても、高祖系列侯位次によって対象者が選定された。これには、「復家」措置において高祖系列侯位次が用いられたことが影響を及ぼしていると考えられる。

さて、本稿で述べたところによれば、高祖系列侯に対する政策は、武帝中期と宣帝地節・元康年間に変化が見られる。これは、当該期の政治状況に基づくものである。

武帝中期には高祖功臣はすでに勢力を喪失し、武帝も自らの地位を確固たるものとしていた。ゆえに高祖功臣の子

孫に恩恵を与えて、彼らと關係を取り結ぶ必要はなかったのである。一方で宣帝は昭帝の即位から続く宗室内の帝位をめぐる争いの中で、自らの正統性を確立するために建国の功臣の權威に頼って高祖の權威の繼承する必要がある。つまり先行研究が指摘するように、高祖功臣は前漢半ばまでに政治的な勢力を喪失したが、前漢後期に至っても皇帝の正統性確立に利用されうる權威が残存していた。そしてその權威の中核は、高祖系列侯位次によって高祖との關係が明示された高祖系列侯だったのである。

注

- (一) 拙稿「列侯と関内侯——漢初における列侯封建の政治的意義をめぐって——」（『東洋文庫中国古代地域史研究編』張家山漢簡『二年律令』の研究）東洋文庫、二〇一四年三月）・「高祖系列侯位次の政治的意義——位次の制定と改定を中心に——」（『史学雑誌』第一二三編第七号、二〇一四年八月）・「漢初列侯封建の政治的背景——惠帝期・高后期の列侯封建についての基礎的考察——」（『学習院大学文学部研究年報』六二輯、二〇一六年三月）・「前漢前期における高祖系列侯の衰退——高祖系列侯の紹封・復封・將軍職任用より見た——」（『学習院史学』第五五号、二〇一七年三月）。
- (二) 前掲注一拙稿「高祖系列侯位次の政治的意義——位次の制定と改定を中心に——」。
- (三) 『漢書』卷三高后紀高后二年春条
- 二年春、詔曰、「高皇帝匡飭天下、諸有功者皆受分地爲列侯、萬民大安、莫不受休德。朕思念至於久遠而功名不著、亡以尊大誼、施後世。今欲差次列侯功以定朝位、臧于高廟、世世勿絶、嗣子各襲其功位。其與列侯議定奏之。」丞相臣平言、「謹與絳侯臣勃・曲周侯臣商・穎陰侯臣嬰・安國侯臣陵等議、列侯幸得賜餐錢奉邑、陛下加惠、以功次定朝位、臣請臧高廟。」奏可。
- (四) 榑身智志「漢初高祖功臣位次考——前漢前半期における宗廟制度の展開と高祖功臣列侯の推移——」（『東洋学報』第九〇巻第四号、二〇〇九年三月、同『漢代二十等爵制の研究』（早稲田大学出版社、二〇一四年二月）・同『前漢國家構造の研究』（早稲田大学出版社、二〇一六年三月）所収。

(五) 李開元『漢帝國の成立と劉邦集團——軍功受益階層の研究——』(汲古書院、二〇〇〇年三月)などを参照。

(六) 前掲注一拙稿「前漢前期における高祖系列侯の衰退——高祖系列侯の紹封・復封・將軍職任用より見た——」。

(七) 第二章で指摘するように、元康年間には長平侯衛青の孫も「復家」を受けていた。しかしこの事例は、本稿で主として扱う高祖系列侯の子孫に対する「復家」とは別に採られた施策である。本稿で特に断らずに『復家』措置と称した場合、衛青の孫の事例は含まず、高祖系列侯の子孫に対する「復家」のみを指すこととする。

また西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造——二十等爵制の研究——』(東京大学出版会、一九六一年三月)や鶴間和幸『漢代における関東・江淮豪族と関中徙民』(『中嶋敏先生古稀記念論集』上巻、汲古書院、一九八〇年一月)なども爵制や徙民などについて述べるなかで「復家」措置について検討している。

(八) 『漢書』卷八宣帝紀元康元年条

復高皇帝功臣絳侯周勃等百三十六人家子孫、令奉祭祀、世世勿絶。其母嗣者、復其次。

(九) 『漢書』卷八宣帝紀元康四年八月条

又賜功臣適後黃金、人二十斤。

(一〇) 『漢書』卷一六高惠高后文功臣表序

故孝宣皇帝愍而錄之、乃開廟臧、覽舊籍、詔令有司求其子孫、咸出庸保之中、並受復除、或加以金帛、用章中興之德。

(一一) 『漢書』卷一六高惠高后文功臣表平陽侯曹參条

元康四年、參玄孫之孫杜陵公乘喜詔復家。

(一二) 『漢書』卷一六高惠高后文功臣表序注引孟康注

諸復家皆世世無所與、得傳同產子。

(一三) 『漢書』卷一八外戚恩沢侯表長平侯衛青条

元康四年、詔賜青孫錢五十萬、復家。

(一四) 『史記』卷一八高祖功臣侯者年表德侯劉広条には、「以代頃王子侯。」と見える。また『漢書』卷一五上王子侯表上德侯劉広条にも同様の記事が見られる。

(一五) 『史記』卷一九惠景間侯者年表によれば、便侯呉浅は呉氏長沙王の一族であり、軼侯利蒼は漢初の長沙相である。両者の

高祖系列侯と「復家」措置(邊見)

封建は、対諸侯王国政策として行われたものであり、両者は長沙国に基盤を持つ人物である（前掲注一拙稿「漢初列侯封建の政治的背景——恵帝期・高后期の列侯封建についての基礎的考察——」）。

(二六) 紹封とは、皇帝の恩恵によって例外的に、一度絶えた列侯の子孫に再び列侯爵を与えることを指す（諸侯王の場合も同様）。牧野巽「西漢の封建相統法」（同『支那家族研究』生活社、一九四四年二月）、のち同『牧野巽著作集第一卷 中国家族研究上』（御茶の水書房、一九七九年一〇月）所収を参照。

(二七) 「復家」措置対象者の爵位は表1に挙げた。このなかには二十等爵とは異なる爵名も見られる。まず灌匱（潁陰侯灌嬰の曾孫）の爵位は官首とされ、顔師古はこれを爵名とする。また須聖（陸梁侯須毋の曾孫）の爵位は秉鐸とされ、顔師古は武功爵第六級とする。この二名の爵位を除くと、他はすべて二十等爵のいずれかであるが、任官していたことが確実なのは二名のみである。まず戚常（臨菑侯戚鯁の玄孫）は『漢書』卷一六高惠高后文功臣表に「元康四年、鯁玄孫梁郎官大夫常詔復家。」と見え、顔師古は「仕梁爲郎而有官大夫之爵也。」と注する。これによれば、戚常は梁国に郎として仕えていたことになる。また、公上常（汲侯公上不害の玄孫）は爵位が五大夫であり、五大夫は二十等爵制における第九級の官爵であるから、官秩六百石以上の官吏であったと考えられる。その他の「復家」措置対象者は第八級公乘以下の爵位を有していたから、「復家」措置対象者の地位は、全体としては高くなかったと言えるよう。

(二八) 諸侯王や列侯の紹封において祭祀の継承に言及された例はしばしば見られる。たとえば『漢書』卷三九蕭何伝には酈侯蕭何の孫蕭嘉の紹封について、

景帝二年、制詔御史、「故相國蕭何、高皇帝大功臣、所與爲天下也。今其祀絶、朕甚憐之。其以武陽縣戸二千封何孫嘉爲列侯。」

と見える。ここでは「今其祀絶」と述べられているように、景帝が蕭何の祭祀の絶えていることを憐れんだために、紹封が認められている。つまり列侯国が除かれた場合、その祭祀は断絶し、紹封が認められると祭祀が復活するのである。そのほか、『史記』卷九呂太后本紀高后元年四月条に「建成康侯釋之卒、嗣子有罪、廢、立其弟呂祿爲胡陵侯、續康侯後。」とあり、この「續康侯後」も同様に祭祀の継承を指すと解することができる。

諸侯王についても『史記』卷五二齊悼恵王世家に「景帝聞之、以爲齊首善、以迫劫有謀、非其罪也、乃立孝王太子壽爲齊王、是爲懿王、續齊後。」とあり、この「續齊後」もやはり祭祀の継承を指すと考えることができる。

よって、子孫が諸侯王や列侯である場合、祭祀は継承されているのであり、城陽王劉順や鄼侯蕭建世に対して祭祀継承を改めて認める必要はない。

(一九) 『漢書』卷三九蕭何伝

宣帝時、詔丞相御史求問蕭相國後在者、得玄孫建世等十二人、復下詔以鄼戸二千封建世爲鄼侯。

(二〇) 鄼侯蕭何は高祖六年に封建され、蕭何の死後は子の蕭禄に爵位が継承された。しかしその後、蕭何の子孫は罪や後継者の不在などによりたびたび国除され、一方で紹封により再び列侯爵を与えられた。詳細は下表を参照。

年代	西暦	事項
高祖六年	前二〇一	蕭何、鄼侯に封建される。
高后元年	前一八七	鄼侯蕭禄、没する。無嗣国除。
高后二年	前一八六	蕭延(蕭何少子)、筑陽侯に封建される。
文帝元年	前一七九	筑陽侯蕭延、鄼侯となる。
文帝後四年	前一六〇	鄼侯蕭遺、没する。無嗣国除。
文帝後五年	前一五九	蕭則(蕭何孫、紹封により鄼侯となる。
景帝元年	前一五六	鄼侯蕭則、罪により免侯となる。
景帝二年	前一五五	蕭嘉(蕭何孫、紹封により武陽侯となる。
元朔二年	前一二七	武陽侯蕭勝、罪により免侯となる。
元狩三年	前一二〇	蕭慶(蕭何曾孫、紹封により鄼侯となる。
元封四年	前一〇七	鄼侯蕭寿成、罪により免侯となる。
地節四年	前六六	蕭建世(蕭何玄孫、紹封により鄼侯となる。
永始元年	前一六	鄼侯蕭獲、罪により免侯となる。 蕭喜(蕭何玄孫の子)、紹封により鄼侯となる。

(二一) 「復家」措置の対象とされなかった事例のうち、宮陵侯劉沢のみ注意が必要である。劉沢は高后七年(前一八一)に琅邪王に封建され、宮陵侯国は除かれた。その後、劉沢は燕王に徙封されるが、燕国も元朔元年に除かれた。そのため、劉沢の子

高祖系列侯と「復家」措置(遑見)

孫は元康年間には諸侯王・列侯のいずれでもなかった。しかし後述のように、建平元年に劉沢の子孫が紹封を認められている。よって、劉沢の子孫が「復家」措置の対象とされていないのは記載が漏れている可能性もあろう。

(二二) このような事例は、合計五件見られる（蒯成侯周緜・犇氏侯陳遼・呉房侯楊武・赤泉侯楊喜・昌侯盧卿）。ただしいずれも賜与された黄金を「十斤」としており、『漢書』卷八宣帝紀元康四年八月条の「二十斤」とは異なる。

(二三) 漢初に封建された異姓諸侯王や高祖の傍系の同姓諸侯王を除けば、他の諸侯王はすべて皇帝の子が封建されたものであるから、皇子の諸侯王封建も自らの帝位の正統性を示すものと言える。

また、表2の②および⑥は、自らの出自を明らかにするものである。その点では、衛青の子孫に対する復家も同様の意義を持つと言える。

(二四) 『漢書』卷六八霍光伝所見の丞相楊敞や霍光らの劉賀廢位を求める奏上では、劉賀の悪行が並べ立てられ、「今陛下嗣孝昭皇帝後、行淫辟不軌。」と述べられている。これによれば、劉賀は素行不良のため廢位されたことになる。しかし西嶋定生氏は、劉賀の廢位について、劉賀およびその周辺と霍光らとの政争が原因であった可能性を提示する（西嶋「武帝の死——「塩鉄論」の政治史的背景——」石母田正編『古代史講座——古代における政治と民衆』（學生社、一九六五年一〇月）、のち西嶋『中国古代国家と東アジア世界』（東京大学出版会、一九八三年八月）所収）。

(二五) 燕王劉旦らの謀反は失敗し、元鳳元年九月に自殺して燕国は除かれた（『漢書』卷七昭帝紀・卷六三武五子伝）。

(二六) 昭帝は趙婕妤の子である。『漢書』卷六武帝紀によれば、武帝は後元二年（前八七）二月丁卯に没したが、昭帝の立太子はその二日前の乙丑である。こうしたことから、武帝の晩年に後継となることを望んでいた燕王劉旦は「立者疑非劉氏。」と述べるなど、昭帝の出自に疑義を投げ、謀反を企図した（『漢書』卷六三武五子伝）。また『漢書』卷七昭帝紀や卷七一雋不疑伝には始元五年（前八二）、張延年（雋不疑伝では成方遂）が戻太子劉捫を自称して長安に現れた事件が見えるが、これもまた昭帝の出自の危うさを示したものと見える。

(二七) 昭帝期には諸侯王や宗室に対して金銭などの賜与がしばしば行われたが、劉旦と劉胥に対しては特に手厚く、以下のように益封も行われた（『漢書』卷七昭帝紀による）。

始元元年（前八六）二月

燕王劉旦・広陵王劉胥に一万三〇〇〇戸を益封する。

元鳳五年（前七六）正月

広陵王劉胥に「一万一〇〇〇戸を益封し、錢・黄金などを賜与する。」

(二八) 『漢書』卷六三武五子伝には「宣帝即位、胥曰、『太子孫何以反得立。』復令女須祝詛如前。」と見える。

(二九) 『漢書』卷三六楚元王伝によれば、広陵王劉胥の娘が燕王劉延寿の後の弟に嫁いでおり、劉延寿は劉胥を帝位に即けようと画策し、劉胥と書状を交わしていた。

(三〇) 霍光は地節二年三月に没するが、霍光の病が重くなったのは地節二年春である（『漢書』卷六八霍光伝）。つまり、燕王劉延寿の謀反が発覚した地節元年一月には霍光の政権はまだ動揺していなかったと考えられる。

(三一) 『漢書』卷六三武五子伝には、
及宣帝即位、封胥四子聖・會・寶・昌皆爲列侯、又立胥小子弘爲高密王。所以褒賞甚厚。（傍点筆者）
と見える。

(三二) 『漢書』卷六三武五子伝によれば、地節三年（前六七）四月に皇太子が立てられるに至って、広陵王劉胥は「我終不得立矣。」と述べて呪詛をやめた。

(三三) 『漢書』卷八宣帝紀地節三年条

夏四月戊申、立皇太子、大赦天下。賜御史大夫爵關内侯、中二千石爵右庶長、天下當爲父後者爵一級。賜廣陵王黄金千斤、諸侯王十五人黄金各百斤、列侯在國者八十七人黄金各二十斤。

(三四) 立太子の行われた地節三年四月戊申に列侯爵を有したことが明らかな人物を『漢書』の列侯表から抽出すると、九七名である。このほか、三一名が列侯爵を有した可能性があるが、列侯表の記載に遺漏があり判然としない。よって、地節三年四月戊申の列侯の数は少なくとも九七名、最大で一二八名であった。そして、列侯爵を有したことが明らかな九七名のうち、王子侯は六七名、列侯爵を有したか判然としない三一名のうち、王子侯は二七名である。これらの数字をもとに計算すると、この時期には王子侯が列侯の七〇パーセント程を占めていたことが分かる。つまり、立太子に際して黄金を賜与された列侯の大部分は王子侯である。

(三五) 『史記』卷五三蕭相国世家には、高祖が酈侯蕭何を位次の第一位としたことが見える。この位次は『漢書』卷一六高惠高后文功臣表序に見える「十八侯之位次」を指すと考えられる。「十八侯之位次」については前掲注一拙稿「高祖系列侯位次の

高祖系列侯と「復家」措置（邊見）

政治的意義——位次の制定と改定を中心に——」を参照。

(三二八) 蕭何の曾孫蕭慶は元符三年に紹封を認められたが、『漢書』卷二九蕭何伝には、

武帝元符中、復下詔御史、「以鄼戸二千四百封何曾孫慶爲鄼侯、布告天下、令明知朕報蕭相國德也。」

と見える。ここでは「蕭相國の德に報」と述べておられ、紹封によって武帝と蕭慶の關係を高祖と蕭何の關係になぞらえる意図が見てとれる。

(三七) 『漢書』卷八宣帝紀地節二年条

詔曰、「大司馬大將軍博陸侯宿衛孝武皇帝三十餘年、輔孝昭皇帝十有餘年、遭大難、躬秉義、率三公・諸侯・九卿・大夫定萬世策、以安宗廟。天下蒸庶、咸以康寧、功德茂盛、朕甚嘉之。復其後世、疇其爵邑、世世毋有所與。功如蕭相國。」

(三八) 文帝即位の経緯については、『史記』卷九呂太后本紀および卷一〇孝文本紀などに詳しい。

(三九) 『漢書』卷六〇杜周伝附杜延年伝

詔有司論定策功、大司馬大將軍光功德過太尉絳侯周勃、車騎將軍安世・丞相楊敞功比丞相陳平、前將軍韓增・御史大夫蔡誼功比穎陰侯灌嬰、太僕杜延年功比朱虛侯劉章、後將軍趙充國・大司農田延年・少府史樂成功比典客劉揭、皆封侯益土。

(四〇) 下記の『漢書』卷八宣帝紀所載の本始元年正月詔では宣帝擁立の論功行賞が命じられるが、詔文中には『漢書』卷六〇杜周伝附杜延年伝の文言は見られない。

詔曰、「故丞相安平侯敞等居位守職、與大將軍光・車騎將軍安世建議定策、以安宗廟、功賞未加而薨。其益封敞嗣子忠及丞相陽平侯義・度遼將軍平陵侯明友・前將軍龍錐侯增・太僕建平侯延年・太常蒲侯昌・諫大夫宜春侯譚・當塗侯平・杜侯屠耆堂・長信少府關内侯勝邑戸各有差。封御史大夫廣明爲昌水侯、後將軍充國爲營平侯、大司農延年爲陽城侯、少府樂成爲爰氏侯、光祿大夫遷爲平丘侯。賜右扶風德・典屬國武・廷尉光・宗正德・大鴻臚賢・詹事畸・光祿大夫吉・京輔都尉廣漢爵皆關内侯。德・武食邑。」

(四一) 『史記』卷一〇孝文本紀文帝元年条には呂氏討滅に対する行賞を命じた詔が見える（詔文中の傍点は本文および注三九所載の『漢書』卷六〇杜周伝附杜延年伝の論功行賞記事所見の人名を示す）。

皇帝曰、「呂産自置爲相國、呂祿爲上將軍、擅矯遣灌將軍嬰將兵擊齊、欲代劉氏、嬰留滎陽弗擊、與諸侯合謀以誅呂氏。呂産欲爲不善、丞相陳平與太尉周勃謀奪呂産等軍。朱虛侯劉章首先捕呂産等。太尉身率襄平侯通持節詔入北軍。典客劉

揭身奪趙王呂祿印。益封太尉勃萬戶、賜金五千斤。丞相陳平・灌將軍嬰各三千戶、金二千斤。朱虛侯劉章・襄平侯通・東牟侯劉興居各二千戶、金千斤。封典客揭爲陽信侯、賜金千斤。」

(四二) 本文中では指摘した論功行賞のほか、帝位の競争相手の一族の列侯封建についても、文帝と宣帝の政策の類似性を指摘できる。前節で述べたように宣帝即位直後の本始年間には、燕王劉旦・広陵王劉胥の子の封建が行われたが、文帝も帝位の競争相手であった齊王劉襄や淮南王劉長の外戚を列侯に封建するなどして、彼らの懐柔を試みている。文帝期の対諸侯王政策については、鎌田重雄「漢朝の王国抑損策」『日本大学世田谷教養部紀要』第六号、一九五七年二月、のち同『秦漢政治制度の研究』(日本学術振興会、一九六二年二月)所収)を参照。

(四三) 本章の列侯名の後に示した角括弧内の数字は、高祖系列侯位次を示す。

(四四) 元寿二年および元始二年に行われた高祖系列侯の紹封については、拙稿「元康元年春列侯徒民的政治意義」(長安学与世界都城国際学術研討会(於中国陝西省西安市陝西師範大学、二〇一四年一月)予稿集所収)において言及した。また、楯身智志「前漢における「諸侯」の復活——復封・紹封の政治的背景——」『中央大学アジア史研究』第四〇号、二〇一六年三月)に指摘がある。

[付記] 本稿はJSPS科研費一六K一六九二五の助成を受けたものである。

表 1 高祖系列侯位次対象者一覧

位次	封号	始封者名	復家対象者				備考
			姓名	世代	本貫	爵位	
1	酈	蕭何	—				
2	平陽	曹參	曹喜	七世孫	杜陵	公乘	
3	宣平	張敖	張遂	玄孫	長陵	公乘	
4	絳	周勃	周広漢	曾孫	槐里	公乘	
5	舞陽	樊噲	樊勝客	曾孫	長陵	不更	
6	曲周	酈商	酈共	六世孫	長安	公士	
7	魯	某疵	—				
8	汝陰	夏侯嬰	夏侯信	六世孫	長安	大夫	
9	潁陰	灌嬰	灌匿	曾孫	長安	官首	顔師古は官首を爵名とする。
10	陽陵	傅寛	傅景	七世孫	長陵	士伍	
11	信武	靳歆	靳安漢	六世孫	長安	上造	
12	安国	王陵	王襄	玄孫	長安	公乘	
13	棘蒲	陳武	陳嘉	曾孫	雲陽	上造	
14	清陽	王吸	王充国	玄孫	長安	大夫	
15	広平	薛欧	薛去病	玄孫	長安	大夫	
16	汾陰	周昌	周明	曾孫	沃侯国	士伍	
17	陽都	丁復	丁賜	曾孫	臨沂	公士	
18	曲城	蟲達	蟲宣	玄孫	茂陵	公乘	
19	博陽	陳凜	陳寿	曾孫	茂陵	公乘	
20	梁鄒	武儒	武充竟	六世孫	夫夷侯国	公乘	
21	東武	郭蒙	郭広漢	玄孫	茂陵	公士	
22	蒯成	周繆	周禹	曾孫	長安	公士	
23	都昌	朱軫	朱先	玄孫	昌侯国	公士	
24	厭次	元頃	元世	六世孫	陽陵	公士	
25	成	董濩	董誦	玄孫	平陵	公乘	
26	城父	尹恢	尹殷	六世孫	新豊	簪裹	
27	阿陵	郭亭	郭賢	玄孫	茂陵	公乘	
28	広	召欧	召不識	玄孫	安陵	大夫	
29	河陽	陳涓	陳元	玄孫	即丘	公士	
30	蓼	孔榮	孔宣	玄孫	長安	公士	
31	費	陳賀	陳僑	曾孫	茂陵	上造	
32	平	沛嘉	—				
33	武彊	莊不識	莊仁	曾孫	長安	公乘	
34	隆慮	周竈	周某	玄孫	陽陵	公乘	
35	台	戴野	戴安昌	玄孫	長陵	上造	

36	貫	呂某	呂世	玄孫	茂陵	公士	
37	海陽	搖母余	搖未央	六世孫	？	不更	
38	高梁	酈疥	酈賜	玄孫	陽陵	公乘	
39	柳丘	戎賜	戎元生	玄孫	長安	公士	
40	斥丘	唐厲	唐広意	曾孫	長安	公士	
41	高宛	丙倩	丙麟	七世孫	高宛	大夫	
42	樂成	丁礼	丁禹	七世孫	長安	公士	
43	宣曲	丁義	丁年	曾孫	陽安	公士	
44	魏其	周定	周広世	玄孫	長陵	不更	
45	昌武	単甯	単万年	七世孫	陽陵	公乘	
46	絳陵	華無害	華告	曾孫	於陵	大夫	
47	曲逆	陳平	陳莫	六世孫	長安	簪裹	
48	東茅	劉釗	劉咸	曾孫	嗣陽	公乘	
49	復陽	陳胥	陳幸	曾孫	雲陽	簪裹	
50	猗氏	陳遼	陳胡	曾孫	猗氏	大夫	
51	祁	繪賀	繪賜	玄孫	茂陵	公大夫	
52	僂陵	朱漚	朱言	曾孫	陽陵	公士	
53	傳陽	周聚	周万年	曾孫	長陵	公乘	
54	平定	齊受	齊安德	玄孫	安平	大夫	
55	故市	閻沢赤	閻章世	六世孫	長安	上造	
56	襄平	紀通	紀万年	玄孫	長安	簪裹	
57	汁邴	雍齒	—				
58	柏至	許温	許建	六世孫	長安	公士	
59	辟陽	審食其	審非	曾孫	茂陵	公乘	
60	高景	周成	周賜	玄孫	長安	公大夫	
61	安平	鄂千秋	鄂后	六世孫	解	大夫	
62	留	張良	張千秋	六世孫	陽陵	公乘	
63	南安	宣虎	宣護	曾孫	南安	簪裹	
64	平棘	林摯	林驩	曾孫	項圍	大夫	
65	北平	張蒼	張蓋	六世孫	長安	公士	
66	肥如	蔡寅	蔡福	曾孫	肥如	大夫	
67	安丘	張説	張舜	六世孫	陽陵	上造	
68	鹵	張平	張常	六世孫	長安	公士	
69	朝陽	華寄	華定国	玄孫	奉明	大夫	
70	彭	秦同	秦寿王	玄孫	費	公士	
71	清	空中同	空中武	玄孫	高宛	簪裹	
72	彊	留勝	留定	曾孫	長安	大夫	
73	寧陵	呂臣	呂得	玄孫	南陵	公大夫	

74	祝阿	高邑	高弘	玄孫	長陵	上造	
75	煮棗	革赤	革奉	玄孫	陽陵	大夫	
76	梧	陽成延	陽注	六世孫	梧	公士	
77	堂陽	孫赤	孫明	曾孫	霸陵	公乘	
78	甯	魏遯	魏都	玄孫	長安	公士	
79	張	毛沢	毛景	玄孫	長安	公士	
80	紀信	陳倉	陳千秋	六世孫	長安	公士	
81	棘陽	杜得臣	—				
82	高胡	陳夫乞	陳勝之	玄孫	長陵	公乘	
83	陽河	其石	其益寿	六世孫	長安	官大夫	
84	竜	陳署	—				
85	下相	冷耳	冷安	玄孫	長安	大夫	
86	堂邑	陳嬰	陳尊	六世孫	霸陵	公士	
87	新陽	呂青	呂陽	玄孫	長陵	大夫	
88	管陵	劉沢	—				
89	広阿	任敖	任定	玄孫	広阿	管襄	
90	戚	李必	李買之	玄孫	長安	公士	
91	郇	温疥	温福	玄孫	長安	公士	
92	高陵	王周	—				
93	武原	衛肱	衛堯	玄孫	郭	公乘	
94	呉房	楊武	楊談	孫	霸陵	公乘	
95	繁	彊瞻	彊連城	六世孫	敏	上造	
96	汾陽	靳彊	靳忠	玄孫	長安	公乘	
97	歴	程黒	程弘	六世孫	長安	管襄	
98	深沢	趙捋夜	趙延世	玄孫	平陵	上造	
99	宋子	許應	許迺	七世孫	宋子	大夫	
100	闕与	馮解敢	—				
101	中水	呂馬童	呂建明	七世孫	長安	公士	
102	杜衍	王翳	王楽	曾孫	長安	大夫	
103	赤泉	楊喜	楊孟嘗	玄孫	茂陵	不更	
104	涅陽	呂勝	呂忠	六世孫	涅陽	不更	
105	穀陽	馮谿	馮武	六世孫	穀陽	不更	
106	甘泉	王竟	王昌	玄孫	長安	公士	
107	須昌	趙衍	趙步昌	七世孫	長安	管襄	
108	長脩	杜恬	—				
109	昌	盧卿	盧光	玄孫	昌	上造	
110	成陽	奚意	奚通	曾孫	陽陵	公乘	
111	平州	昭涉掉尾	昭涉福	玄孫	涪	不更	

高祖系列侯と「復家」措置（意見）

112	莊	許倩	許任寿	六世孫	平寿	公士	
113	邳	黃極忠	黃調	六世孫	邳	公乘	
114	共	盧罷師	盧信	曾孫	霸陵	管襄	
115	啓封	陶舍	陶元始	七世孫	長安	公士	
116	臨襄	戚鯁	戚常	玄孫	梁	官大夫	官は梁国の郎。
117	和城	公孫耳	公孫広意	曾孫	霸陵	公乘	
118	東陽	張相如	張宣	六世孫	茂陵	公乘	
119	陽羨	靈常	靈横	玄孫	長安	公士	
120	軌	利蒼	張漢	六世孫	竟陵	管襄	
121	平舉	劉它	劉勝之	七世孫	長安	管襄	
122	土軍	宣義	宣寄	六世孫	阿武	不更	
123	汲	公上不害	公上常	玄孫	安陵	五大夫	
124	夔	陳錯	陳主儒	六世孫	茂陵	公乘	
125	中牟	単父聖	単充国	六世孫	陽陵	不更	
126	戴	秘彭祖	秘政	七世孫	陽陵	大夫	
127	德	劉広	劉猛	玄孫	長安	大夫	
128	上邳	劉鄴客	—				
129	朱虚	劉章	—				
130	衍	翟盱	翟光	玄孫	陽陵	公乘	
131	慎陽	樂説	樂通	六世孫	長安	公士	
132	期思	賁赫	賁充	玄孫	寿春	大夫	
133	便	呉浅	呉長楽	玄孫	長陵	上造	
134	義陵	呉程	—				
135	桃	劉襄	劉益寿	六世孫	長安	上造	
136	沅陵	呉陽	—				
137	陸梁	須毋	須聖	曾孫	鄴陽	秉鐸	顔師古は秉鐸を武功爵第6級とする。
138	平都	劉到	劉如意	曾孫	長安	公乘	

*「位次」は始封者の高祖系列侯位次を示す。

*「復家対象者」の「姓名」欄の「—」は「復家」措置の対象ではないことを示す。また「世代」は始封者より数えた「復家」措置対象者の代数を、「本貫」・「爵位」は「復家」措置対象者の本貫・爵位を示す。

表2 地節・元康年間における宣帝の権威確立政策

	年	月	政策
	地節2年	3月	霍光死去。
①	地節3年	4月	立太子。
②	地節4年	2月	外祖母を博平君に封じる。
③			鄯侯蕭建世紹封。
④		5月	広川王劉文紹封。
		7月	霍氏を滅ぼす。
		8月	霍皇后を廃す。
⑤	元康元年	春	初陵を造営し、杜陵県を置く。杜陵県へ徙民を行う。
⑥		5月	皇考廟を置き、奉明県を設置する。
			「復家」措置？
⑦	元康2年	2月	王皇后を立てる。
⑧	元康3年	6月	皇子欽を淮陽王に封じる。
⑨	元康4年	8月	功臣の跡を継ぐ者に黄金を賜う。
			「復家」措置？

高祖系列侯と「復家」措置（邊見）